

総務省行政相談センター

まぐみみ新潟

# 令和元年台風19号による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和元年台風19号による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。  
新潟行政評価事務所では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けて  
おります。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情  
報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利  
用ください。

- 行政相談専用ダイヤル 0570-090110  
(常設の行政相談専用電話、要通話料)  
(注) 受付時間：8時30分から17時まで。受付時間外は留守番電話対応
- 来所による相談受付：平日8:30～17:00  
＜交通＞※○数字は系統番号  
JR新潟駅万代口バスターミナルNo.8乗り場よりバスで約30分。
  - ・「(S30) 水島町線<水島町経由>美咲合同庁舎行」乗車、  
「美咲合同庁舎」バス停下車。
  - ・「(S20)～(S23) 鳥屋野線<県庁前経由>曾野木ニュータウン行、  
嘉木行、酒屋車庫行又は小須戸行」乗車  
「出来島変電所前」バス停下車徒歩5分。
- インターネットによる相談受付：毎日 24時間受付  
URL：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html)
- FAXによる相談受付：毎日 24時間受付  
025-282-1124



まぐみみ新潟



総務省行政相談センター

総務省 新潟行政評価事務所

〒950-8628

新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7階

電話：025-282-1112 (代表)

FAX：025-282-1124

## ご注意

- ◆ 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和元年10月21日時点の情報で作成しております。今回の台風19号により避難指示及び避難勧告が発表された市町にお住まいの方の今後の生活支援に役立てていただくことを主な目的として作成したものです。

最新の情報は、新潟行政評価事務所ホームページ(下記URL参照)の「【最新のお知らせ】〈令和元年台風19号による「被災者の皆様への生活支援」(第2版)〉」に掲載しております。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/nigata.html>

- ◆ 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の台風19号による災害においては、新潟県内の3市が適用を受けています。

【災害救助法適用市町村(3市)】

糸魚川市、妙高市、上越市

- ◆ 3 令和元年台風19号による災害が特定非常災害に指定されました。この指定により、次の措置などが講じられます。

○ **運転免許のような許認可等について、存続期間(有効期間)が最長で令和2年3月31日(火)まで延長されます。**

◎令和元年10月10日(木)以後に満了する許認可等が対象です。

◎対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、**今後、各府省の告示で定められます。**

告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、  
総務省特設ページ ([http://www.soumu.go.jp/r01\\_taifudai19gokanrenjoho/hisai.html](http://www.soumu.go.jp/r01_taifudai19gokanrenjoho/hisai.html))  
などで、随時更新し、お知らせしていきます。

◎なお、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方などについても、申出により、満了日の延長が認められる場合があります。



総務省  
特設ページ

# 目 次



## 住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 4)
- 2 災害ごみについて (P. 5)
- 3 被災者のための住宅提供 (P. 5)



## お金のこと

- 4 被災者の生活再建支援 (P. 6)
- 5 災害弔慰金等の支給 (P. 6)
- 6 災害援護資金の貸付 (P. 6)
- 7 生活福祉資金の貸付 (P. 7)
- 8 住宅ローンの返済 (P. 7)



## 役所の手続きのこと

- 9 国税の特別措置 (P. 8)
- 10 県税の特別措置 (P. 9)
- 11 市町村税の特別措置 (P. 11)
- 12 公共料金の減免措置等 (P. 11)
- 13 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 14)
- 14 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 15)
- 15 運転免許証を紛失した場合 (P. 16)
- 16 自動車に被害を受けた場合 (P. 16)
- 17 車両の継続検査が受けられない場合 (P. 17)



## 民間の手続きのこと

- 18 生命保険の契約内容 (P. 18)
- 19 損害保険の契約内容 (P. 18)
- 20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 18)
- 21 法律相談等の窓口 (P. 19)



## 医療・健康のこと

- 22 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 20)
- 23 医療機関の受診・介護保険サービスの利用 (P. 20)



## 教育のこと

- 21 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 20)



## 事業者の方へ

- 25 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 22)
- 26 農林漁業関係の災害復興の融資  
農業者を対象とした相談窓口 (P. 23)



## そのほかの情報

- 27 発達障害のある方の支援 (P. 24)
- 28 災害ボランティア (P. 24)
- 29 太陽光発電システムに関する  
留意点・相談窓口 (P. 25)
- 30 行政相談所の開設 (P. 26)



## 住まいや身の回りのこと

### 1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書（注）」は、住宅などの建物が風水害等の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。

（注）市町村によっては、「被災証明書」などの名称で交付している場合があります。

- ◆ 「り災証明書」の窓口は、現在のところ、以下のとおりです。（店舗、農業関係については、直接、市町村窓口にお問い合わせください。）

阿賀町 : 町民生活課 税政係 電話 0254-92-5761

10月16日、17日に罹災した家屋の調査を実施

10月21日以降証明書を発行

長岡市 : アオーレ長岡東棟1階 税金窓口又は各支所市民生活課

受付時間 平日8時30分から17時15分まで

小千谷市 : 税務課 資産税係 電話 0258-83-3508

被害認定調査に基づき、10月17日（木）から税務課窓口において受付・発行

新潟市北区 : 資産税第1分室土地係 電話 : 025-382-4032

阿賀野市 : 電話 : 0250-62-2510（代表）

五泉市 : 税務課 電話 : 0250-43-3911（代表）

津南町 : 電話 : 025-765-3111（代表）

燕市 : 電話 : 0256-92-1111（代表）

湯沢町 : 電話 : 025-784-3451（代表）

上越市 : 電話 : 025-526-5111（代表）

糸魚川市 : 市民課 電話 : 025-552-1511

妙高市 : 電話 : 0255-72-5111（代表）

魚沼市 : 税務課 電話 : 025-792-9751

南魚沼市 : 市民生活部税務課資産税班（家屋担当） 電話 : 025-773-6668

- ◆ 交付には「り災証明申請書」、「調査済証（紛失した場合でも受付可能。）」、「来られた方の本人確認書類」、「家族以外の代理人は委任状」、「修繕済みの場合は被災状況が分かる写真」が必要になります。



## 2 災害ごみについて

- ◆ 被災によって生じたごみの処理について、現在のところ、以下のとおりです。
  - 阿賀町：町民生活課 戸籍町民係 電話0254-92-5761  
災害ごみ専用の収集を10月28日まで、毎日被災された地域で行います。
  - 長岡市：環境業務課 電話0258-24-2837  
無料で10月15日（火）から収集します。  
（今井2丁目、今井3丁目、大宮町ほか）

## 3 被災者のための住宅提供

### 【公営住宅の提供】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を提供しています。現在のところ、以下のとおりです。  
詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。
  - 阿賀町：建設課建設係 電話0254-92-5765



## お金のこと

### 4 被災者の生活再建支援

- ◆ 新潟県産材の家づくり支援事業（建築主向け）  
県内に居住のための県産材住宅を新築・リフォームする建築主に対して、県産材利用量に応じて補助を行います。募集期間は平成31年4月1日から令和2年2月28日まで（予算額に達した時点で終了。）  
詳しくは、新潟県林政課木材振興係（電話025-280-5324）にお問い合わせください。

### 5 災害弔慰金等の支給

- ◆ 災害救助法適用市町村において、災害弔慰金（お亡くなりになられた方が対象）、災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。  
詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

### 6 災害援護資金の貸付

- ◆ 自然災害により家財等に被害があった場合、生活建て直しの資金として、災害援護資金の貸付を行います。貸付には、貸付を受けようとする世帯主の申請が必要です。（申請書類の作成にあたりましては、市町村の担当窓口にご相談ください。）
- ◆ 詳しくは、県防災企画課（電話025-282-1604）又は、お住まいの市町村にお問い合わせください。



## 7 生活福祉資金の貸付

- ◆ 「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障害者のいる世帯及び介護を要する高齢者のいる世帯に対して、必要な相談支援と資金の貸付けを行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としています。
- ◆ 貸付相談から返済が完了するまで市区町村社会福祉協議会と地域の民生委員が支援します。
- ◆ お問い合わせ、ご相談・申込はお住まいの市区町村社会福祉協議会へお願いします。

新潟県社会福祉協議会生活支援課 025-281-5522

・新潟県建築住宅課街なみ推進係：025-280-5442

## 8 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の合意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。  
詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。  
借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます（ナビダイヤル0570-017-109又は、03-5252-3772、受付時間 平日 9:00～17:00）。



## 役所の手続きのこと

### 9 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号（代表）	管轄区域
糸魚川税務署	025-552-0381	糸魚川市
小千谷税務署	0258-83-2090	長岡市(旧川口町)、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町
柏崎税務署	0257-22-2131	柏崎市、刈羽村
佐渡税務署	0259-74-3276	佐渡市
三条税務署	0256-32-6211	三条市、加茂市、見附市、田上町
新発田税務署	0254-22-3161	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町
高田税務署	025-523-4171	上越市、妙高市
十日町税務署	025-752-3181	十日町市、津南町
長岡税務署	0258-35-2070	長岡市(旧川口町を除く)、出雲崎町
新潟税務署	025-229-2151	新潟市のうち北区・東区・中央区・江南区・南区・西区
新潟税務署	0250-22-2151	新潟市のうち秋葉区、五泉市、阿賀町
巻税務署	0256-72-2355	新潟市のうち西蒲区、燕市、弥彦村
村上税務署	0254-53-3141	村上市、関川村、粟島浦村



## 10 災害に関する県税の特例措置

- ◆ 災害を受けられた方に対する県税の特例措置として申告等の期限延長、減免、納税の猶予の制度を設けています。

制度の内容や手続など詳しいことは、お近くの地域振興局県税部（県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、自動車取得税については県庁税務課）におたずねください。

税目	減免の対象になる場合	減免の割合
個人事業税	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有している事業用資産の損害額が、その資産の価額の2分の1以上で、前年中の事業所得が一定額以下であるとき</li> <li>所有している住宅又は家財の損害の程度が著しく、前年度の合計所得が一定額以下であるとき</li> </ul> （添付書類）個人事業税の被災状況明細書	前年中の所得金額等に応じて、一定額～全額
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害にあった建物の代替りのものを取得したとき</li> <li>新築した建物などが納期限までの間に災害にあったとき</li> </ul>	被災した建物などの価格に応じて、一定額～全額
自動車税	納期限までに、自動車が災害（交通災害を除く）により損害を受け、修繕費（保険金などにより補填される金額を除く）がその自動車税額の4倍を超えたとき <b>【注意】</b> 自動車税は、自動車が抹消登録された場合、その月の翌月以降分の税額が減額（還付）されます。災害等により自動車が使用できなくなったときは、早めに運輸支局で自動車登録抹消の手続きを行ってください。	被災した自動車の自動車税額の2分の1が限度
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の取得の日から1か月以内に災害を受けて、使用できなくなったとき（※この場合は、既に納付された税額を還付します。）</li> <li>災害（交通災害を除く）を受けた自動車の代替りのものを、災害を受けた日から6か月以内に取得したとき</li> </ul> <b>【注意】</b> 減免申請の時までに、災害を受けた自動車について抹消登録をしていることが必要です。	被災した自動車の価格に応じて、一定額～全額



## 役所の手続きのこと

狩猟税	所有している住宅または家財の損害額が、その住宅等の価格の10分の3以上で、所得が一定額以下であるとき (添付書類) 狩猟税の被災状況明細書	一定額～全額
-----	--	--------

### 【お問い合わせ先】

県税部等名	電話番号	担当税目等	管轄市町村
新発田地域振興局 県税部課税課	0254-22-5106	法人・個人事業税、不動産取得税、狩猟税等	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村
新発田地域振興局 県税部収税課	0254-26-9123	自動車税、納税の猶予	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町
新潟地域振興局 県税部直税第1課	025-273-3105	法人・個人事業税、狩猟税等	新潟市、五泉市、阿賀町
新潟地域振興局 県税部直税第2課	025-273-3143	不動産取得税	新潟市、五泉市、阿賀町
新潟地域振興局 県税部収税第1課	025-273-3214	自動車税、納税の猶予	新潟市（秋葉区を除く）
新潟地域振興局 県税部新津収税課	0250-24-7126	自動車税、納税の猶予	新潟市秋葉区、五泉市、阿賀町
三条地域振興局 県税部課税課	0256-36-2206	法人・個人事業税、不動産取得税、狩猟税等	三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町
三条地域振興局 県税部収税課	0256-36-2212	自動車税、納税の猶予	三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町
長岡地域振興局 県税部課税課	0258-38-2504	法人・個人事業税、不動産取得税、狩猟税等	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出雲崎町、刈羽村
長岡地域振興局 県税部収税課	0258-38-2510	自動車税、納税の猶予	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町
南魚沼地域振興局 県税部課税課	025-772-2660	法人・個人事業税、不動産取得税、狩猟税等	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
南魚沼地域振興局 県税部収税課	025-772-2665	自動車税、納税の猶予	魚沼市、南魚沼市、湯沢町



南魚沼地域振興局 県税部十日町収税課	025-757-5513	自動車税、納税の猶予	十日町市、津南町
上越地域振興局 県税部課税課	025-526-9305	法人・個人事業税、不動産取得税、狩猟税等	上越市、糸魚川市、妙高市
上越地域振興局 県税部収税課	025-526-9311	自動車税、納税の猶予	上越市、妙高市
上越地域振興局 県税部糸魚川収税課	025-553-1849	自動車税、納税の猶予	糸魚川市
総務管理部税務課 業務第2係	025-280-5051	自動車取得税	県内全域
総務管理部税務課 業務第1係	025-280-5050	県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割	県内全域

## 1 1 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

## 1 2 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減などの特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。  
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。
- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。阿賀町については、以下のとおりです。



## 役所の手続きのこと

### 【阿賀町】

- 10月分の上下水道使用料を減免します。

減免の対象基準は次のとおり

- (1) 上下水道設備が被災により漏水した場合
- (2) 被災した家屋等の復旧のため、使用量が著しく増加した場合
- (3) 避難所など被災者支援のため使用した場合
- (4) 下水道施設の被災により使用できなかった場合

減免には申請が必要です。詳しくは、阿賀町建設課上下水道係（電話0254-92-5765）にご相談ください。

### ◆ 電気（東北電力）

停電・緊急時のお問い合わせは、コールセンター（0120-175-366）で24時間受付しています。

#### ・最寄りの営業所管轄区域

営業所名、所在地	管轄区域
○新発田営業所 新発田市新栄町3-1-34	新潟市北区、江南区（沢海の一部、阿賀野1・2丁目）、新発田市、村上市（伊呉野、雷を除く）、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡聖籠町、東蒲原郡阿賀町（綱木）、岩船郡関川村
○長岡営業所 長岡市城内町3-1	長岡市（新潟県央営業所の管轄区域を除く）、柏崎市（高柳町石黒〔居谷〕）、小千谷市、十日町市、見附市（津倉巻を除く）、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町、刈羽郡刈羽村（黒川、油田）、福島県南会津郡桧枝岐村（燧ヶ岳〔赤岩平〕の一部）



<p>○新潟県央営業所 三条市旭町1-11-2</p>	<p>長岡市（真野代新田、中条新田、下沼新田、中之島西野、大沼新田、赤沼、小沼新田、阿弥陀瀬、荒巻、梅田、小島谷、上桐、和島北野、黒坂、三瀬ヶ谷、島崎、下富岡、城之丘、和島高畑、和島中沢、根小屋、東保内、日野浦、村田、両高、若野浦、籠田、落水、寺泊地域（住居表示が〔寺泊〕で始まる地域を総称する））、三条市、加茂市、見附市（津倉巻）、燕市（小中川の一部を除く）、五泉市（刈羽（大沢））、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町（湯川（興野）を除く）</p>
<p>○上越営業所 上越市大町2-2-24</p>	<p>糸魚川市、妙高市、上越市</p>



## 役所の手続きのこと

### 1 3 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。  
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 市町村の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所（国民年金課等）[平日8:30~17:15]にお問い合わせすることもできます。

名 称 電話番号 (お客様相談室)	管轄区域		
	厚生年金	国民年金	船員保険
新潟西年金事務所 025-225-3008	新潟市・五泉市・佐渡市 ・阿賀町	中央区・西区・西蒲 区・佐渡市	新潟県
新潟東年金事務所 025-283-1013	—	北区・東区・江南区 ・秋葉区・南区・五 泉市・東蒲原郡	—
長岡年金事務所 0258-88-0006	長岡市・小千谷市・魚沼 市・三島郡	同左	—
上越年金事務所 025-524-4115	上越市・糸魚川市・妙高 市	同左	—
柏崎年金事務所 0257-38-0568	柏崎市・刈羽郡	同左	—
三条年金事務所 0256-32-2820	三条市・加茂市・見附市 ・燕市・西蒲原郡・南蒲 原郡	同左	—
新発田年金事務所 0254-23-2128	新発田市・村上市・阿賀 野市・胎内市・北蒲原郡 ・岩船郡	同左	—
六日町年金事務所 025-716-0802	南魚沼市・十日町市・南 魚沼郡・中魚沼郡	同左	—



## 1 4 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 法務局が発行する情報が、登記済証（権利証）から、登記識別情報に変わっております。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、地方法務局・支局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
新潟地方法務局	025-222-1561	新潟市 東区・中央区・江南区・西区・西蒲区・北区のうち新発田支局の管轄（旧豊栄市）を除く地域
長岡支局	0258-33-5511	長岡市、小千谷市、見附市
三条支局	0256-33-1375	三条市、加茂市、燕市、西蒲原郡（弥彦村）、南蒲原郡（田上町）
柏崎支局	0257-23-5226	柏崎市、三島郡（出雲崎町）、刈羽郡（刈羽村）
新発田支局	0254-24-7101	<p>新潟市 北区のうち旧豊栄市地域</p> <p>【あ行】朝日町1～4丁目，彩野1～4丁目，石動1・2丁目，内島見，内沼，浦木，浦ノ入，大久保，大瀬柳，太田，大月，大迎，岡新田</p> <p>【か行】笠柳，かぶとやま1・2丁目，上大月，上土地亀，上堀田，嘉山，嘉山1～6丁目，川西1～4丁目，木崎，葛塚</p> <p>【さ行】笹山，笹山東，里飯野，下大谷内，下土地亀，下早通，十二，新鼻，須戸，須戸1～5丁目，すみれ野4丁目</p> <p>【た行】太子堂，高森，高森新田，東栄町1～3丁目，樋ノ入，鳥屋</p> <p>【な行】長戸，長戸呂，長戸呂新田，長場，新井郷</p> <p>【は行】灰塚、白新町1～4丁目、浜裏、早通，早通北1～6丁目，早通南1～5丁目，平林，仏伝，北陽1・2丁目</p> <p>【ま行】前新田，美里1・2丁目，三ツ森川原，三ツ屋，村新田，森下</p> <p>【や行】柳原1～7丁目，山飯野，横井，横土居新発田市、胎内市、北蒲原郡（聖籠町）</p>



## 役所の手続きのこと

新津支局	0250-22-0501	新潟市 秋葉区・南区、 五泉市、阿賀野市、東蒲原郡（阿賀町）
十日町支局	025-752-2575	十日町市、中魚沼郡（津南町）
村上支局	0254-53-2390	村上市、岩船郡（関川村，粟島浦村）
糸魚川支局	025-552-0356	糸魚川市
上越支局	025-525-4181	上越市、妙高市
佐渡支局	0259-74-3787	佐渡市
南魚沼支局	025-772-2164	魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡（湯沢町）

### 1 5 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 自動車運転免許証を亡失等した方は、り災証明書が無くとも、申請窓口で被災状況をお伝えいただくことにより再交付を受けることができます。  
詳しくは、新潟県運転免許センター（025-256-1212）にお問い合わせください。

### 1 6 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 自然災害により自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局又は軽自動車検査協会において自動車の永久抹消登録等の届出の受付を行い、自動車重量税の還付申請書を提出することにより、車検残存期間に応じた自動車重量税の還付を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、ナンバープレートを管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口にお問い合わせください。

新潟運輸支局（新潟ナンバー）	050-5540-2040
長岡自動車検査登録事務所	050-5540-2041
軽自動車検査協会新潟主管事務所	050-3816-1850
軽自動車検査協会新潟主管事務所長岡支所	050-3816-1851



## 17 車両の継続検査が受けられない場合

- ◆ 上越市、糸魚川市及び妙高市に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が10月15日から10月28日までの車両について、10月29日まで自動車検査証の有効期間を延長します。対象車両については10月29日までに継続検査を受検すれば引き続き使用出来ます。
- ◆ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続きの特例措置）  
継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが10月29日を限度として猶予されます。  
詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。



## 民間の手続きのこと

### 18 生命保険の契約内容

- ◆ 家屋の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
  - ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター  
フリーダイヤル 0120-001-731 受付時間：平日 9：00～17：00
  - ・かんぽコールセンター  
フリーダイヤル 0120-552-950  
受付時間：平日 9：00～21：00  
土・日・休日 9：00～17：00、1/1～1/3 除く

### 19 損害保険の契約内容

- ◆ 上越市、糸魚川市及び妙高市で、家屋等の損壊・流出等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った方についての契約照会。
  - ・自然災害等損保契約照会センター  
フリーダイヤル 0120-501331 受付時間：平日 9：15～17：00

### 20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証券や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。
  - ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
  - ・ゆうちょ銀行  
ゆうちょコールセンター フリーダイヤル 0120-108-420  
受付時間：平日 8：30～21：00、土・日・休日 9：00～17：00  
カード紛失センター フリーダイヤル 0120-794-889  
受付時間：年中無休：24時間受付
  - ・かんぽ生命保険  
簡易保険カードの紛失 フリーダイヤル 0120-794-055  
受付時間：平日 8：30～21：00



## 2 1 法律相談等の窓口

- ◆ 新潟県弁護士会では、相談予約を受け付けています。
  - 電話 025-222-5533 受付時間：平日 9:00～17:00
  - 無料電話相談（10月16日～23日）平日10:00～17:00
    - 電話 025-223-8252 \* 相談実績等に鑑みて期間の延長の可能性あり
  
- ◆ 新潟県司法書士会では、無料相談を実施しています。
  - 電話相談窓口：司法書士総合相談センター 電話 025-240-7867
    - 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00
  - 面談相談窓口：新潟県司法書士会 電話 025-244-5121（要予約）
    - 日時：毎週水曜日 13:30～16:00
  - 日本司法書士連合会による無料電話相談（10月17日～12月20日）
    - 電話 0120-315199 平日 11:00～17:00
    - 全国の協力司法書士会の電話相談員につながります。
  
- ◆ 新潟県行政書士会
  - 廃車や被災証明などについて助言する相談窓口を開設
  - 電話 025-248-1038 平日 9:00～17:00



## 2 2 こころの悩みや健康に関する相談

### ◆ こころの健康相談

「新潟こころの相談ダイヤル」 0570-783-025 毎日24時間受付

「いのちとこころの支援センター」 平日 8:30~17:15

下越地域（新発田保健所）0254-28-8880（専用ダイヤル）

中越地域（長岡保健所）0258-88-0070（専用ダイヤル）

上越地域（上越保健所）025-524-7700（専用ダイヤル）

・新潟市こころの健康センター 025-232-5560 平日8:30~17:30

## 2 3 医療機関の受診、介護保険サービスの利用

- ◆ 上越市の住民の方で、国民健康保険・介護保険、新潟県後期高齢者医療広域連合会、全国健康保険協会に加入している場合、次の①~⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を申告することで医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。（令和2年1月末まで）

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

- ◆ 被災者の皆様は保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。



## 教育のこと

### 2 4 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、 JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、専用相談窓口（03-6743-6719）にお問い合わせください。  
また、奨学金返還に関する相談は、奨学金返還相談センター（0570-666-301）にお問い合わせください。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金の申請受付をしています。JASSO支援金制度の概要については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課（03-6743-6011）にお問い合わせください。
- 被害を受けた学生への支援策
  - 1 緊急採用奨学金  
災害により家計が急変し、奨学金の貸与を希望する者。（災害救助法適用地域の世帯の学生）  
申込方法：在学している学校を通じて申し込む。
  - 2 減額返還・返還期限猶予  
災害により奨学金の返還が困難となった者。  
願出方法：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出する。
  - 3 JASSO支援金  
災害により学生本人が居住する住宅に半壊以上等（床上浸水を含む）の被害を受けた者。  
申請方法：在学している学校を通じて申し込む。  
支給額10万円（返還不要）



## 25 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 台風第19号により被害を受け、今後の資金繰りの悪化が懸念される中小企業者、小規模事業者に対して、県では、「中小企業金融相談窓口」において資金相談を受け付けています。

なお、県制度融資において、セーフティネット資金（経営支援枠・自然災害要件）等の利用が可能です。

### 1 中小企業金融相談窓口（常設）

- 県庁内（創業・経営支援課内専用電話）
- 電話番号：025-285-6887
- 対応日時：平日8:30～17:30

### 2 セーフティネット資金（経営支援枠・自然災害要件）

〔要件〕

自然災害により直接に被害を受けた中小企業者

〔融資条件〕

【限度額】 3,000万円（セーフティネット資金（経営支援枠）の他の要件とは別枠で融資の利用が可能）

【使 途】 運転資金・設備資金

【期 間】 7年以内（うち据置2年以内）

【利 率】 融資期間3年以内 年1.15%

融資期間3年超5年以内 年1.35%

融資期間5年超7年以内 年1.55%

【保 証】 新潟県信用保証協会の信用保証付き

### 3 短期事業資金

〔要件〕

一時的な運転資金の需要が生じた小規模企業者

〔融資条件〕

【限度額】 500万円

【使 途】 運転資金

【期 間】 1年以内

【利 率】 年1.50%

【保 証】 新潟県信用保証協会の信用保証付き



## 事業者の方へ

- ◆ 被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまからのご融資やご返済についての特別相談窓口を設置しています。

詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

### 【日本政策金融公庫】

区 分	個人企業・小規模事業者・中小企業の方	
	(国民生活事業)	(中小企業事業)
新潟支店	025-246-2011	025-244-3122
長岡支店	0258-36-4360	—
三条支店	0256-34-7511	—
高田支店	025-524-2340	—

【新潟県信用保証協会】 保証推進部 保証総括課 025-267-1312

本店 025-267-1313・025-267-1315

長岡支店 0258-35-5714

県央支店 0256-33-6661

上越支店 025-523-7225

【商工組合中央金庫】 新潟支店 025-255-5111

長岡支店 0258-35-2121

【新潟県商工会連合会】 025-283-1311

【新潟県中小企業団体中央会】 025-267-1100

【商工会議所】 上越商工会議所 025-525-1185

糸魚川商工会議所 025-552-1225

新井商工会議所 0255-72-2425

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 関東本部 03-5470-1620

【関東経済産業局 産業部 中小企業課】 048-600-0321

【中小企業庁】 新潟県よろず支援拠点 025-246-0058

## 26 農林漁業関係の災害復興の融資 農業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 新潟支店	025-240-8511
日本政策金融公庫 本店 農林水産事業本部	0120-926478
新潟県信用農業協同組合連合会 農業部	025-230-2214
新潟県信用漁業協同組合連合会 総務部	025-241-7291



## 27 発達障害のある方の支援

- ◆ 発達障がい児・者及びご家族の方を対象に対して相談、支援を行っています。詳細は、以下の相談窓口へご相談ください。

センター名	電話番号	受付時間
新潟県発達障がい者支援センター	025-266-7033	平日 8:30~17:15
新潟市発達障がい支援センター	025-234-5340	平日 8:30~17:30 土曜 9:00~15:00

## 28 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。市町村によって、ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。

- ◆ 現在開設中の災害ボランティアセンター等一覧

市町村	ボランティアによる支援の依頼窓口	ボランティア活動への参加に関する問合せ先
阿賀町	福祉介護課福祉係	0254-92-5763
	阿賀町社会福祉協議会	0254-92-3088



そのほかの情報

## 29 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29年9月8日）。

調査においては、

- ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、
- ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

○ [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/107317\\_0908.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html)

総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

電話：03-5253-5450（直通）

- ◆ 浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。

○ <http://www.jpea.gr.jp/topics/180710.html>

一般社団法人 太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル8F

電話：03-6268-8544

- ◆ 被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。

○ [http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04\\_180706\\_solar.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04_180706_solar.pdf)

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

電話：03-5521-8358（内線6825）



## 30 行政相談所の開設

- ◆ 行政相談は、国民の皆様から行政に対する苦情・意見・要望を受け、その解決を図ろうとするものです。県内各市町村にお住いの125名の行政相談委員（※総務大臣委嘱のボランティアです。）が県内各市町村で受付を行っております。（秘密は厳守）
- ◆ 開催される相談所は以下のとおりです。

市町村	開設日時	開設場所	
新潟市北区	毎月1日（休日：5日又は10日） 10:00～12:00	北区役所 相談室	
	毎月第3木曜日 10:00～12:00	北区役所北出張所 研修室	
五泉市	平日 16:00～18:00	五泉市泉町2丁目 事務所	
村松	毎月第2火曜日（休日：休み） 13:00～15:00	五泉市村松支所1階 相談室	
阿賀野市	12/10、2/10 10:00～12:00	市役所本所	
	1/10 10:00～12:00	笹神ふれあい会館	
	1/15 10:00～12:00	安田交流センター	
	11/11、3/10 10:00～12:00	京ヶ瀬支所	
阿賀町	12/5、2/5 10:00～12:00	阿賀町総合福祉保健センター 「やまぶきの里」相談室	
燕市	11/18、1/17、2/18、3/18 10:00～12:00	燕市役所 会議室101	
長岡市	毎月第1、第3月曜日 （休日：休み） 13:00～16:00	アオーレ長岡東棟1階 なんでも相談室	
	越路	毎月21日 （休日：翌平日、10月は18日） 9:00～11:00	越路支所1階 101号室
	三島	毎月第1火曜日（休日：第2火曜日） 9:00～12:00	三島支所
	山古志	毎月第2水曜日（休日：翌平日） 13:00～15:00	山古志地域福祉センター なごみ苑2階 研修室
	小国	毎月第1月曜日（6月、10月は休み） （5月は13日、11月は11日） 10:00～12:00	おぐにコミュニティセンター3階 第1 会議室



そのほかの情報

	和島	12/11、3/11 9:00~12:00	和島支所
	寺泊	奇数月第3月曜日(休日:翌平日) 13:00~15:00	寺泊支所
	栃尾	毎月第4火曜日(5月は21日、 6月は6日、10月は17日、) 10:00~12:00	栃尾支所2階 相談室 ※6月、10月は栃尾支所304会議室
	与板	偶数月10日(休日:翌平日) 13:30~15:30	与板支所 男子厚生室
	川口	毎月第1木曜日 (休日:第2木曜日) 9:00~12:00	川口地域福祉センター末広荘
小千谷市		毎月第2水曜日 (9・10・2月は開催なし) 毎月第4水曜日 (4・6・7月は開催なし) 9:30~11:30	市役所 第1相談室 ※4/24片貝総合センター、6/26 真人ふれあい交流館、7/24 岩沢 住民センター、9/11 東山住民セ ンター、10/9 川井住民センタ ー、 2/12 勤労青少年ホームで開催。
魚沼市		12/6 13:00~16:00	小出ボランティアセンター
		3/2 13:00~16:00	堀之内公民館
南魚沼市		毎月第3水曜日 13:00~15:00	南魚沼市役所本庁舎南分館
津南町		毎月8日(休日:翌平日) 9:00~12:00	津南町役場 会議室
上越市		毎月第1、第3火曜日(休日:休み) 9:00~12:00	雁木通りプラザ
		毎月第3金曜日(休日:休み) 9:00~12:00	レインボーセンター
	安塚	偶数月第3火曜日(休日:翌平日) 9:00~11:00	安塚コミュニティプラザ
	浦川原	奇数月第2火曜日(休日:翌平日) 9:00~11:00	浦川原コミュニティプラザ 2階市民 相談室
	大島	偶数月第1火曜日(休日:翌平日) 13:00~15:00	大島ゆきわり荘
	牧	偶数月第2水曜日(休日:翌平日) 10:00~12:00	牧区総合事務所 市民相談室
	柿崎	毎月第2月曜日(休日:第3月曜日) 9:00~12:00	柿崎区総合事務所 市民相談 室



吉川	7月3日、11月6日 10:00~12:00	吉川区総合事務所 市民相談室
中郷	偶数月第4金曜日 13:30~15:30	中郷区総合事務所1階 市民相談室
板倉	奇数月第4金曜日 13:30~15:30	板倉農村環境改善センター 2階クラブ室
清里	偶数月第1火曜日(休日:翌平日) 9:00~11:00	清里コミュニティプラザ 研修室
三和	奇数月第4木曜日(休日:翌平日) 13:30~15:30	三和地区公民館
名立	偶数月第2木曜日 10:00~12:00	名立区総合事務所
頸城	奇数月第1水曜日 (7月、11月を除く) (休日:第2水曜日) 10:00~12:00	頸城区総合事務所 相談室
糸魚川市	毎月第3火曜日 9:30~11:30	糸魚川地区公民館2階 小会議室
	毎月第2火曜日(休日:翌平日) 9:30~12:00	糸魚川市青海生涯学習センター 2階
	毎月第3水曜日 9:30~11:30	能生生涯学習センター
妙高市	1/10、3/10 10:00~15:00	いきいきプラザ2階 相談室
妙高	11/10 9:30~12:30	妙高保健センター

- 新潟労働局 雇用環境・均等室  
 特別労働総合窓口  
 賃金などの労働条件や休業手当などについて受付  
 平日8:30~17:15 電話025-288-3501